

千葉市休日救急診療所指定管理者 令和8年度協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市保健医療事業団（以下「乙」という。）との間で令和8年4月1日付けをもって締結した「千葉市休日救急診療所指定管理者 令和8年度協定書」（以下、「原協定書」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更事項

（１）原協定書第2条第2項については、以下のとおりの変更とする。

原協定書

年額 金 3 6 2 , 4 5 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

変 更 後

年額 金 3 6 8 , 5 0 3 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

増 額

金 6 , 0 5 1 , 0 0 0 円

（２）原協定書第2条第3項については、以下のとおりの変更とする。

原協定書 （年5回）

4月 5 3 , 7 6 4 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5月 5 9 , 0 7 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7月 4 4 , 4 1 9 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

10月 8 7 , 8 0 5 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1月 1 1 7 , 3 9 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

変 更 後 （年6回）

4月 5 3 , 7 6 4 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5月 5 9 , 0 7 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7月 4 4 , 4 1 9 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

9月 6 , 0 5 1 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

10月 8 7 , 8 0 5 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1月 1 1 7 , 3 9 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 変更理由

市内で唯一の夜間の内科・小児科の初期救急医療機関である千葉市夜間応急診療が、千葉市立幕張海浜病院の開院に伴い、一時的に診療を継続できない期間が発生することから、当該期間に市民に初期救急医療を提供するため、「千葉市休日救急診療所の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第41条第1項に基づき、指定管理料を変更する。

なお、この協定書に記載のない事項は、令和8年4月1日付けをもって締結した「千葉市休日救急診療所指定管理者 令和8年度協定書」の定めるところによる。

この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和8年7月6日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千葉市長 神 谷 俊 一

乙 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号
公益財団法人 千葉市保健医療事業団
理 事 長 大 濱 洋 一